

# 議 事 録

1. 日 時 令和8年2月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

## 3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	13 番	荻野 俊明
14 番	荻野 啓司				

以上 13名

## 4. 欠席委員

12 番 村上 和義

以上 1名

## 5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	

以上 5名

## 6. 事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

## 7. 議 事

### 議事内容

議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと  
議案第 6号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと  
議案第 7号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと  
報告第 5号 賃貸借解約の通知報告のこと  
報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる  
専決処理について報告のこと  
報告第 7号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる  
専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第33回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

14番 荻野 啓司 委員

1番 山崎 由紀浩 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。  
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が3件、「報告」が3件です。  
はじめに「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は3件の申請がありました。  
先日の小委員会では、現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。  
議案第5号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会での審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 次に2番の土地の報告をお願いします。新規就農なので聞き取り調査も行っていますので、併せて報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。  
議案第5号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の聞き取り調査及び小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会での審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 次に3番の土地の報告をお願いします。こちらも新規就農なので聞き取り調査も行っていますので、併せて報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、3番の土地について報告します。

議案第5号の3番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の聞き取り調査及び小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。  
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 3番の土地の事ですけど、市街化区域内の農地で面積が208㎡あります。機械等はこれから取得するとして、作業については、本人を含めて3人で従事するという事です。本人は今須磨にお住まいで、実際農地としてではなく、別の目的で取得するのではないのですか。

事務局職員： 新規就農で、譲渡人から営農指導を受けておられるということと、この方がご高齢で自分ではできないとの申し入れがありました。譲受人は会社員ですが、もともと奥さんの実家は農業をされていまして、そこで米作りを手伝っておられるということで、全くの初心者ではありません。元々、農業に関心がある方で、先日の聞き取り調査の方でもしっかりやりたいとの確認を取っていますので、申請のとおり営農されると考えています。

山本議長： 補足になります。半分お手伝いをしながらというような感じになります。本人は奥さんの実家で経験がかなり豊富にあると思われています。申請地の田んぼから倉庫までが100メートル程で、以前もお手伝いで通われていたと聞きました。よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 3番の土地ですけど、現地調査では、どのような状態であったか教えてもらえませんか。

山本議長： 現状は昨年稲を作られて、その株があります。今後おそらくトラクターで鋤いて稲を植えると思います。その点は確認いたしました。

〇〇委員： 場所を間違っていたかもしれません。すいませんでした。

山本議長： 他に、ご意見ご質問等あればお受けしたいと思います。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第6号 農地法第5条の規定による許可審議のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の申請がありました。  
先日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。  
議案第6号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、市街地に近接し農地等の集団規模が、10ヘクタール未満なので第2種農地です。転用期間は、永久転用です。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。  
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： この立地基準のところ、市街地からの距離が70mですけど、近くに住宅があると思います。市街地と住宅とは違うのですか。

事務局職員： 事務局としては、ある程度市街地が形成されているところで、道路を挟んで南側に集落が広がっているところを市街地と考えておまして、そこから距離を測っています。地図を見ていただきますと申請地の南東に道がありますが、その南に集落が広がっています。その集落を市街地として捉えています。

松浦局長： 今の説明と重複しますが、現地調査図の4-2に市街化調整区域と市街化区域に色分けした表示があります。市街化調整区域の住宅からの距離でいうと、もっと近くにお家があるのではないかというご質問だと思いますが、事務局といたしましては、市街化区域からの距離で70mと判断しております。

山本議長： ○○委員、よろしいですか。

○○委員： はい。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： 今回の申請は、譲渡人からの申し出か、または、譲受人からの申し出か、どちらでしょうか。

事務局職員： 譲受人からの申し出です。譲渡人のご高齢で、農作業が困難なため譲受人からの申し出に応じたということです。

山本議長： ○○委員、よろしいでしょうか。

○○委員： はい。

山本議長： 他に、ご意見ご質問等あればお受けしたいと思います。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会ですべて許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は、許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第7号、農用地利用集積等促進計画承認のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。  
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。  
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、「異議なし」と回答したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。  
よって「議案第7号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のとおり承認することに決定しました。

山本議長： 次に報告に移ります。「報告第5号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 今月は、1件の通知がありました。  
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第5号 賃貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に「報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第6号」「報告第7号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。それぞれ、お手元の資料報告により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。  
これで、第33回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後 2時38分 終了)

※ 新規就農者についての聞き取り調査 令和8年2月20日(金)

(1) 開始時間 午後1時00分～

議案第5号の3の譲受人

出席委員 山本会長 中島職務代理者 寺嶋委員

事務局 松浦事務局長 宮本事務職員

(2) 開始時間 午後1時30分～

議案第5号の2の譲受人

出席委員 山本会長 中島職務代理者 藤田(正)委員 池田委員

事務局 松浦事務局長 宮本事務職員

※ 小委員会 令和8年2月20日(金) 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 寺嶋委員 藤田(正)委員 藤田(哲)委員

橋本委員 荻野(啓)委員

・事務局

松浦事務局長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 荻 野 啓 司

署 名 人 山 崎 由 紀 浩